

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱（平成 20 年 3 月 28 日付け 19 森第 9171 号農林水産部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、福島県森林整備業務条件付一般競争入札実施要領第 6 条第 3 項の規定により森林整備業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第 1 号）により直接持参又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
なお、回答については、入札公告に記載されている回答予定日にホームページにおいて行うものとする。
- (2) 現場説明会は行わない。

3 入札方法等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。
- (2) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (3) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (4) 入札書のあて先は、「福島県」と記載すること。
- (5) 入札結果の公表及び方法について
 - ア 入札結果の公表は、契約日から 1 週間以内に行う。
 - イ 公表は、福島県ホームページにおいて行う。
- (6) 質問回答の確認について
入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書の提出を行うこと。

4 入札参加資格要件等の審査に関する事項

- (1) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査
落札候補者が入札参加資格を有しているかの確認を開札日から起算して 5 日以内（休日を除く。）に行わなければならない。
- (2) 入札参加不適格の通知
落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補

者に理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適格通知書（様式第 4 号）により通知する。

（3）入札参加不適格理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けたものは、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して 3 日以内に書面により提出しなければならない。

ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して 6 日以内に書面により回答するものとする。

（4）落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。

5 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

福島県財務規則第 249 条第 1 項第 4 号の規定に基づき入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 229 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

6 契約の方法等

契約は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により甲及び乙が記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、甲及び乙が電子署名を行ったときに確定する。

7 その他

（1）入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）契約は、別紙契約書（案）によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、福島県森林整備業務条件付一般競争入札心得を熟知すること。

（3）書類は原則として A4 判とすること。

（4）提出書類に虚偽の記載をした場合においては、森林整備業務等入札参加資格制限を行うことがある。

（5）電子契約による契約締結の意向確認本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。落札者（随意契約の場合にあっては、契約

の相手方）は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。

（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。